

# 万富東大寺瓦窯跡 VR 動画制作等業務委託仕様書(案)

## 1. 委託名

万富東大寺瓦窯跡 VR 動画制作等業務委託

## 2. 業務目的

東区瀬戸町万富地区にある東大寺ゆかりの地、史跡万富東大寺瓦窯跡は、鎌倉時代初頭の東大寺再建の際に、重源と栄西の指揮下で瓦が作られた史跡であり、当時の技術力の高さを物語る魅力ある歴史遺産である。

本業務は令和 9 年 1 月開催予定の東大寺サミットに向けて、東大寺の瓦がどのように作られていたのかを、デジタル技術によって再現することにより、当時の様子に思いを馳せることができ、現地の魅力アップによる観光客の増加と市民の郷土への愛着や誇りの醸成を高めることを目的に実施する。

令和7年度は東大寺瓦窯跡の当時の様子を CG で再現するとともに、制作した CG を活用し、東大寺瓦の製造風景や瓦窯の人々がどのようにして瓦を製造していたのかを表現した AR コンテンツを制作中である。令和8年度は、さらに瓦製造における当時の人々の活気ある様子を CG やイラスト等を用いて再現するとともに、万富地区の歴史的価値を、歴史好きだけでなく、歴史に詳しくない方にもわかりやすく視覚的に伝える VR 技術を活用した動画(以下「VR 動画」という。)を制作し、東大寺サミット開催に向けて広く発信することで、観光地としての魅力をさらに高め、市内外からの誘客促進につなげることを目的とする。

※令和 7 年度に制作した CG 設計書については、契約後委託者から提供する。

「万富東大寺瓦窯跡」については以下も参考にすること。

岡山市歴史観光 WEB サイト「おかやまレキタビ」URL: <https://rekitabi.jp/>

・新着情報

・[ストーリー05]東大寺再建瓦と偉人たち

## 3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

## 4. 委託業務の内容

### (1)VR 動画の制作

VR 動画については以下の内容で制作すること。

ア 東大寺再建事業における東区瀬戸町万富地区の重要性について、万富東大寺瓦窯跡を含む万富地区が果たした役割と、当時の国内情勢を踏まえた歴史的背景を織り交ぜ、CG や

イラスト等を用いて、分かりやすくかつストーリー性のある約 10 分の動画を1本作成すること。動画の内容は提案すること。

イ 広報用として60秒程度の動画を 1 点制作すること。なお、最終的な秒数については、委託者と協議の上決定すること。動画の内容は提案すること。

ウ 動画は主に YouTube での放映や東大寺サミットでの上映を想定しており、使用する素材に関してはすべて権利処理を行った上、納品すること。

エ 令和 7 年度で制作した「万富東大寺瓦窯ガイダンス映像(仮称)」の内容を発展させ「地域や歴史全体を見渡す視点」へと視野を広げた内容とすること。(「万富東大寺瓦窯ガイダンス映像(仮称)」は令和8年3月初旬に公開予定)

なお、制作途中の動画はプロモーション・MICE 推進課内で視聴可能のため、視聴を希望される方は事前に申し出ること。(視聴可能期間:2月20日～3月12日午前 9 時～午後5時、3月13日午前9時～正午まで)

オ 本動画は BGM や効果を活用し、リズムよく心地よく見られるものとする。

カ ナレーションは日本語で作成することとし、字幕は日本語字幕及び英語字幕を作成し、併記すること。なお英語版字幕の作成にあたっては、日本語版を単に翻訳するのではなく、ネイティブチェックを行い、外国人目線で理解しやすく、また魅力が伝わる内容とすること。

キ 動画を制作するにあたって、以下の資料を参考にすること。(①のみ、添付の資料(別添参考資料)を参照、④については、制作途中の資料のためプロモーション・MICE 推進課内での閲覧及び紙での提供も可能なため、事前に申し出ること。(閲覧・提供可能期間:2月20日～3月12日午前 9 時～午後5時、3月13日午前9時～正午まで))

①「岡山市埋蔵文化財センター年報 資料」(別紙 参考資料)

②「史跡万富東大寺瓦窯跡 確認調査報告」瀬戸町教育委員会

③「泉瓦窯跡・万富東大寺瓦窯跡」岡山県教育委員会

④令和 7 年度制作参考用 CG キャプチャ画像・絵コンテ概要資料

※1 仏堂については、山口市月輪寺薬師堂など同時代の仏堂建築や、兵庫県小野市浄土寺の阿弥陀三尊立像などの同時代の仏像及び最新の万富東大寺瓦窯跡の発掘現場資料(令和 6 年度発掘調査情報)を参考にすること。

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000059423.html>

※2 船着き場(積み出し場)の当時の様子は、絵巻物などの資料等を参考にし、制作すること。

## (2)万富東大寺瓦窯跡周遊促進のための企画・運営・広報

令和 7 年度に制作した AR コンテンツの利用促進をするとともに、歴史好きだけでなく、歴史に詳しくない方に対して、万富東大寺瓦窯跡への来訪のための企画・運営及び広報を行うこと。企画の実施開始は令和 8 年 10 月頃とする。(令和7年度制作する AR コンテンツは、令和 8 年3月初旬公開予定)

なお、制作途中の AR コンテンツの CG について、「4 委託業務の内容」-(1)-キと同様

に資料の閲覧及び提供が可能のため、事前に申し出ること。(閲覧・提供可能期間:2月20日～3月12日午前9時～午後5時、3月13日午前9時～正午まで)

ア 周遊エリアは万富東大寺瓦窯跡を必ず含む市内とし、参加者が半日程度で周遊しやすいスポット5箇所程度を周遊できる企画とすること。最終的な周遊スポットについては委託者と協議した上で決定する。5箇所程度の具体的な場所及び交通方法等についても提案すること。

イ 具体的な周遊企画案について提案すること。

- ・ ARコンテンツの活用方法や、その他の効果的な手法などを提案すること。
- ・ 歴史に詳しくない来訪者であっても、当時の瓦製造現場の活気や人々の様子について知ることができるような内容にすること。

ウ 有人対応を前提とせず、来訪者がいつ訪れても自由に楽しめる企画とすること。

エ 独自提案(集客・誘客施策)

その他、現地への来訪意欲を喚起する話題性のあるPRを提案すること。

(3)万富東大寺瓦窯跡情報発信

- ・ 令和9年1月開催予定の東大寺サミットに向けての機運醸成を図るため、万富東大寺瓦窯跡を中心に史跡の基礎情報が伝わる内容とし、使用媒体も合わせて提案すること。また、サミット終了後も継続的に使用できるものとする。
- ・ 制作に必要な図面等がある場合は、委託者に提供を求めることができる。それ以外を使用する場合は、受託者の責任において収集し委託者の確認を受けること。
- ・ (3)の費用については、約200万円を想定(消費税及び地方消費税、諸経費、管理費等を含む)しており、提出書類経費の積算表(任意様式)において、明確に判断できるよう記載すること。

## 5. 契約締結後に提出する書類

受託者は、本業務を実施するにあたり以下の書類を作成し、委託者の承諾を得ること。

- (1)委託業務着手届
- (2)業務責任者届
- (3)事業実施計画書(6. 納入成果物参照)
- (4)下請負通知書(本業務の一部を再委任する場合に限る)

## 6. 納入成果物

本業務の成果物及び納入時期は、以下のとおりとする。

成果物	内容	納入時期
事業実施計画書	事業の目的、実施体制、実施内容、スケジュール、管理方法等を実施計画としてまとめたもの	業務着手前

設計書	仕様書等の要求事項を実現するために、事業に要求される内容を整理しまとめたもの。学識経験者等の監修を受けるためのCG原案を含むものとする。	着手後すみやかに
動画絵コンテ	シナリオ、カットイメージ、ナレーション・テロップなど。原案段階のもので可。	動画制作前
CG設計書	学識経験者等の意見も踏まえて、設計を行った設計書	検収時
コンテンツ・動画データ	記憶媒体(DVDまたはその他の媒体)に記録したもの。	東大寺サミット開催前
その他	事業実施に当たり、委託者と受託者にて協議し、必要と認められたもの一式。	適時
完成図書	上記の成果物で最終確定したもの(紙面及びPDFデータにて提供すること)	検収時

当該業務で制作した成果物のデータは、提出前に必ずウイルス対策ソフトにより検査すること。また、成果物が本仕様書に反することが判明した場合には、受託者は、納品後であってもデータの修正を行うこと。

## 7. 秘密の保持

- (1) 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を業務以外の目的に使用し、または委託者の事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。また、本業務の遂行に伴い受託者が提供を受けたデータ及び協議、資料、計画等の内容については、本業務の目的にのみ使用し、第三者に提供してはならない。
- (2) 受託者は、個人情報を取り扱う場合は、個人の権利等を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し、適正な取り扱いを確保すること。

## 8. 知的財産権等

- (1) 受託者は、本業務の委託範囲内で制作した成果物、備品、広報媒体等が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」とする)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む)を、業務完了時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本業務委託において制作した成果物、備品、広報媒体等が著作物に該当する場合において、委託者並びに委託者より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を行使しない。
- (3) 受託者は、本業務委託で制作する成果物、備品、広報媒体等に第三者が権利を保有する素材(映像、絵画、マンガ、キャラクター、小説、工芸品、音楽、タレント等の著名人等)を使用す

る場合には、受託者の負担により委託者と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。

- (4) 受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (5) 本業務委託において、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

## 9. 貸与資料等

- (1) 受託者が本業務を実施する上で必要となる資料等のうち、委託者が提供することが可能な資料等は、委託者が受託者に無償で貸与するものとする。
- (2) 貸与された資料等は、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業務において貸与した資料等は、契約期間満了後若しくは契約解除されたとき、または本業務履行上不要になった場合は委託者に返還しなければならない。なお、貸与資料等の複製物は適切に廃棄するなど委託者の指示に従った処置を行うこと。

## 10. その他

- (1) 受託者は、委託者の目的及び意図を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、効率的に業務を進めること。
- (2) 受託者は、委託者と綿密な連携を図り、業務を進めること。委託者から業務の進捗状況を把握するために資料(制作中の VR 動画の画像キャプチャ等)を要求された場合は、速やかに提出すること。
- (3) 受託者は、制作にあたり、委託者が指定する学識経験者等から指導を受けるものとし、学識経験者等と適宜協議の上、業務を進めること。
- (4) 受託者は、万富東大寺瓦窯跡において調査・作業等を実施する場合は、作業日程および作業時間について事前に委託者に連絡すること。
- (5) 本業務に伴う必要な経費は、受託者が負担すること。
- (6) 本業務の実施に必要な各種法令や条例に基づいた許認可等の手続きが必要な場合は、原則として受託者が代行して行い、それに必要な手数料等経費については、見積額及び契約額に含めること。
- (7) 受託者は、成果物の契約不適合について速やかに対応し、納品後 1 年間は無償で対応するものとする。その他の事由で修正等が生じた場合の対応については、委託者との間で協議するものとする。
- (8) 本業務の実績はすべて委託者の所有とし、委託者の承諾を受けずに他に公表、貸与、ま

たは使用してはならない。

- (9)本業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合、または第三者から損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、委託者は一切の責任を負わないものとする。
- (10)受託者は、本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先を委託者に提示しその承認を得ること。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。
- (11)本業務は地域未来交付金(地域未来推進型)申請対象事業のため、本業務に係る委託料の用途について明らかにしておくとともに会計実地検査が行われる場合には、受託者は協力すること。
- (12)受託者は、本業務に係る各種の証拠書類について、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (13)受託者は、業務の遂行にあたって疑義が生じたとき、本仕様書に定めのない事項または不明な点がある場合は、その都度、委託者と協議の上決定するものとする。